

## 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり庁内推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 市民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪が発生しにくい環境づくりを、全庁を挙げて総合的かつ効果的に推進するため、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 安心・安全なまちづくりの基本的な方針の策定及び施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会」の連携・支援に関すること。
- (3) その他、安心・安全なまちづくりの推進上の重要事項に係る協議及び調整に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 副議長は、市民生活課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (職務)

第4条 議長は、推進会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、市民生活課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

委 員	市民生活部	市民協働課長
		男女共同参画課長
	環境部	廃棄物対策課長
	福祉部	福祉総務課長
		障がい福祉課長
		高齢者支援課長
	子ども未来部	子ども政策課長
		子ども家庭課長
		幼保支援課長
	保健衛生部	保健所保健管理課長
	経済部	商業振興課長
	都市政策部	都市計画課長
	建築部	住環境政策課長
		建築行政課長
		建築保全課長
		公共建築課長
	土木部	土木総務課長
		道路計画課長
		みどりの政策課長
		東部地域土木事務所長
		西部地域土木事務所長
	北区役所	区民生活課長
	東区役所	総務課長
	中央区役所	総務課長
	江南区役所	区民生活課長
	秋葉区役所	地域総務課長
	南区役所	地域総務課長
	西区役所	総務課長
	西蒲区役所	地域総務課長
	選挙管理委員会事務局	事務局次長
	教育委員会事務局	施設課長
		地域教育推進課長
		学校支援課長